

白岡市商工会 加入金賦課基準

1 加入金賦課基準

加入金	種別	金額
	個人	2,000
	法人	3,000

注： 1 本賦課基準は令和元年10月1日以降、本会に加入した者から適用する。

2 加入金払い込みの方法

加入金は、本会が加入を承認した日から10日以内に、原則として本会事務局の窓口現金をもって払い込むものとする。

白岡市商工会 会費賦課基準

1 会費賦課基準

(1) 一般賦課基準

新規							
①基本割							
個人		法人					
口数	会費月額	資本金	口数	会費月額			
8	800	100万円以下	10	1,000			
		101万円 ～200万円	11	1,100			
		201万円 ～300万円	12	1,200			
		301万円 ～500万円	15	1,500			
		501万円 ～1,000万円	17	1,700			
		1,001万円 ～2,000万円	25	2,500			
		2,001万円 ～5,000万円	35	3,500			
		5,001万円 ～1億円未満	50	5,000			
		②従業員割					
		商業・サービス業			工業・その他		
従業員数	口数	会費月額	従業員数	口数	会費月額		
0人	0	0	0人	0	0		
1人	2	200	1～4人	2	200		
2人	3	300	5～8人	3	300		
3人	4	400	9～12人	4	400		
4人	5	500	13				
5人	7	700	～16人	5	500		
6～10人	10	1,000	17				
11			～20人	6	600		
～15人	13	1,300	21				
16			～30人	8	800		
～20人	15	1,500	31				
21			～50人	11	1,100		
～25人	18	1,800	51				
26			～100人	13	1,300		
～30人	21	2,100	101				
31			～200人	16	1,600		
～40人	24	2,400	201				
41			～300人	19	1,900		
～50人	27	2,700					
以後10人単位で10人増すごとに3口加算する。			以後100人単位で100人増すごとに3口加算する。				

- 注： 1 1口の額は、100円とする。
 2 従業員は、常時従事している従業員とする。
 3 資本金1億円以上の企業は、(2)の特別賦課基準を適用する。
 4 別表第2-2(新規基準)は令和元年10月1日以降、本会に加入した者から適用する。
 ※現会員は長年にわたり本会の財政基盤確立に貢献してきたことから、当面は別表第2-1(現行基準)を適用することとし、財政状況等の経過を見て改めて別表第2-2(新規基準)の適用について協議する。

(2) 特別賦課基準

その他の大手企業であって、一般賦課基準表に該当しないものは、次の区分により特別賦課の方法とする。
 ア 大型店 商工会が認定する大型店については、平方メートル制とする。
 イ その他の大手企業 その他、一般基準表に当てはまらないものについては、別に交渉する。

2 会費の払い込みの方法

原則として、銀行振替にて払い込むものとする。

3 会費の納期

毎年 6月及び11月の年2回とする。